



顧問先各位

＜ご一読推薦者＞

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

源泉徴収事務の変更について

令和 7 年 3 月 3 1 日に令和 7 年度税制改正関連法が成立しました。それに伴い、源泉徴収事務の内容についての変更点をお伝えいたします。

1. 令和 7 年分の年末調整より、以下の内容が改正されました。

(1) 給与所得控除の見直し

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162 万 5,000 円以下	65 万円	55 万円
162 万 5,000 円超 180 万円以下		その収入金額×40%－10 万円
180 万円超 190 万円以下		その収入金額×30%＋8 万円

新しい「年末調整等のための給与所得控除等の給与等の金額の表」が令和 7 年 8 月末頃に国税庁HPに掲載予定ですので、年末調整の際は、新しいものをお使いください。

(2) 基礎控除の見直し

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))	基礎控除額		改正前
	改正後 ^(注1)		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)	95 万円 ^(注2)		48 万円
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)	88 万円 ^(注2)	58 万円	
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)	68 万円 ^(注2)		
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)	63 万円 ^(注2)		
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	58 万円		

合計所得金額 2,350 万円超は、改正はございません。

(3) 扶養親族等の所得要件の改正

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 (注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 (注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

48万円

超の場合に特定扶養親族控除の対象外となっていました。特定親族特別控除の創設により、合計所得金額123万円以下の場合に限り、以下の所得控除を受けられるようになりました。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

(5) 特定親族特別控除を受けるための年末調整の注意点

年末調整の際、給与所得者が給与支払者に対して、扶養控除等申告書、保険料控除申告書、基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書を提出していましたが、令和7年分より、特定親族特別控除申告書の提出が必要となりました。

様式は、令和7年6月末頃に国税庁HPに掲載予定となっており、基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書との兼用様式となる見込みです。

(6) 給与所得の源泉徴収票の改正

令和7年11月までは従来の「給与所得の源泉徴収票」をお使い頂けますが、令和7年12月以降は、改正後の「給与所得の源泉徴収票」をお使いください。

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。